みそ又はしょうゆ製造業(第20号関係)

定義

◆ みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を 製造する営業

改正後の変更点

- ◆ みそ製造業としょうゆ製造業を統合した。
- ◆ みそ又はしょうゆを主原料とする食品とは、粉末みそ、調味みそなどのみそ加工品、つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等のしょうゆ加工品(ただし、しょうゆの原料に占める重量の割合が上位3位以内であって、かつ、原料の重量に占める割合が5%以上のもの(製造時に添加した水は原料として換算しない。)に限る。)を指す。

豆腐製造業(第22号関係)

定義

◆ 豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業

改正後の変更点

- ◆ 豆腐製造業に加え、豆腐やその副産物を主原料とする食品については、他の営業許可によらず、本号において製造することができる。
- ◆ 豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品とは、焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、豆乳(密封・密栓された清涼飲料水たる豆乳を除く。)、おからドーナツ等を指す。

そうざい製造業(第25号関係)

定義

◆ 通常副食物として供される煮物(つくだ煮を含む。)、焼物(いため物を含む。)、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業をいい、第15号(食肉製品製造業)、第16号(水産製品製造業)、第22号(豆腐製造業)、第26号(複合型そうざい製造業)及び第27号(冷凍食品製造業)の営業を除く。

改正後の変更点

◆ 通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物の製造に加え、 これらを米飯やパンと組み合わせた食品を製造する営業に関しても、そうざい製造業に 含まれることを明確化した。

- ◆ 食肉製品と水産製品の製造に付随したそうざい製造を行う場合には、そうざいの製造業の許可取得を要しない。
- ◆ そうざいには、例えば、衣をつけるなどの加工はされているものの油で揚げていないコロッケ等のように、喫食するには購入者等による最終的な調理が必要な、いわゆるそうざい半製品が含まれること。

複合型そうざい製造業(第26号関係)

定義

- ◆ そうざい製造業と併せて食肉処理業(※)又は菓子製造業(※)、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く。)又は麺類製造業(※)に係る食品を製造する営業。
 - ※ HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。

- ◆ HACCPに基づく衛生管理に取り組むことで、通常のそうざい製造業よりも高度な衛生管理を行 うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営 業を除く。(※))及び麺類製造業の営業許可の取得を免除する。
 - ※魚肉ハム及び魚肉ソーセージは、製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とするため、法第48条第1項に基づき食品衛生管理者が必置となっている。そのため、これらに類するものを含めた魚肉練り製品の製造に関しては、仮にHACCPに基づく衛生管理に取り組んでいたとしても、営業許可の取得を免除することは適当でない。

定義

- ◆ そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品(※)を製造する営業をいい、複合型冷凍食品製造業を除く。
 - ※食品、添加物等の規格基準に規格基準が定められた冷凍品のみに限る。

複合型冷凍食品製造業(第28号関係)

新設

定義

- ◆ 冷凍食品製造業と併せて食肉処理業(※)又は菓子製造業(※)、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く。)又は麺類製造業(※)に係る食品(冷凍品に限る。)を製造する営業。
 - ※ HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。

主な留意点

◆ HACCPに基づく衛生管理に取り組むことで、通常のそうざい製造業よりも高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く。)及び麺類製造業の営業許可の取得を免除する。

漬物製造業(第29号関係)

新設

定義

- ◆ 漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品(※)を製造する営業をいう。
 - ※ 高菜漬けのように漬物とその他のものを混合して炒めるなど、漬物のような形態で販売されるもの。

密封包装食品製造業(第30号関係)

定義

- ◆ 密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。)であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの(冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であって厚生労働省令で定めるものを除く。)を製造する営業(前各号の営業を除く。)。
 - ※ 除外(許可不要な)食品として、食酢、はちみつを省令で規定。なお、食酢にはすし酢が含まれる。

改正後の変更点

◆ 従来のソース類製造業の対象のうち、容器包装に密封され常温で保存が可能なものを製造する施設 については本号の対象とし、ソース類製造業は削除する。

主な留意点

◆ 冷凍又は冷蔵を要しない方法により相当期間保存することを目的として、缶、びん又はレトルトパウチ等の 気体透過性の低い容器に内容物を充填し、密栓した食品のうち、公衆衛生上のリスクが高いもの又は過 去に重大な食中毒の原因となった食品(pH値が4.6以下又は水分活性が0.94以下の食品を除く。)であって 常温保存されるものの製造が対象となる。

食品の小分け業(第31号関係)

定義

- ◆ 専ら以下に掲げる営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む 営業をいう。
 - 菓子製造業
 - 乳製品製造業(固形物に限る。)
 - 食肉製品製造業
 - 水産製品製造業
 - 食用油脂製造業
 - みそ又はしょうゆ製造業
 - ■豆腐製诰業

- 納豆製造業
- 麺類製造業
- そうざい製造業
- 複合型そうざい製造業
- 冷凍食品製造業
- 複合型冷凍食品製造業
- 漬物製造業

- ◆ 上記の各営業で製造された既製品を小分けし、容器包装に入れる等する営業が対象であり、それぞれの 製造に付随した小分け行為は各製造業の一部として取り扱い、本号の許可は要しない。
- ◆ アイスクリーム製造業においては、小分けという概念が存在しないことから、本号の許可の対象としない。
- ◆ 氷雪製造業に関しては、氷雪の小分けは氷雪販売業で行われるところであり、氷雪販売業は営業届出の 対象に移行することから、本号の対象としない。
- ◆ 乳、乳製品(固形物を除く。)、清涼飲料水、液卵、酒類については、小分けを行う際の食中毒のリスクが高く、製造業と同等の設備を設ける必要があることから、小分けにあっても製造業の許可を要することとする。
- ◆ 食肉処理業において処理された食肉については、食肉処理業に小分け行為が内包されていることから、 本号の対象としない。
- ◆ 密封包装食品製造業については、これらの形態の食品は密封された段階で、喫食の最小単位であって、 開封して密封性を喪失することで密封包装食品たりえなくなることから、小分けという概念が存在し得ない ため、本号の対象としない。
- ◆ 添加物の小分け行為には添加物製造業の許可を要する。
- 文 調理や小売販売での小分け行為は本号の対象とじない。

大きな変更のない業種等について

定義

- ◆ 以下に掲げる営業においては、その範囲に実質的な変更はない。
 - •特別牛乳搾取処理業
 - 食肉処理業
 - 食品の放射線照射業
 - アイスクリーム類製造業
 - 氷雪製造業

- 酒類製造業
- 納豆製造業
- 麺類製造業
- 添加物製造業

- ◆ 乳類販売業及び氷雪販売業並びに魚介類販売業の一部及び食肉販売業の一部については、 営業届出の対象に移行する。
- ◆ 今回の改正で届出業種に移行する旧第10 号(乳類販売業)については、従前のとおり常温保存可能品(いわゆるロングライフ牛乳等)の販売も含まれること。
- ◆ 第2号において調理の機能を有する自動販売機を営業許可業種として新設するが、屋内にあって、自動洗浄等の機能を有する機種については許可ではなく届出の対象となる。
- ◆ 第32号における添加物製造業の法第13 条第1項の規定により規格が定められた添加物は、 第13 条第1項の規定により規格が定められた添加物製剤を含む。また、法第13 条第1項の規 定により規格が定められた添加物を用いて添加物製剤を製造する営業については本号の対 象となり、添加物製剤(法第13 条第1項の規定により規格が定められたものを除く。)の小分け のみを行う営業については、対象とならない。